りんごとワインの里 朝日町

○ 広報 あさひまち

令和2年10月16日号



お知らせ板

発行 朝日町役場 〒 990-1442 山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115 編集 政策推進課朝日町ホームページ https://www.town.asahi.yamagata.jp TEL 67-2112 FAX 67-2117

朝日町地域商品券の取扱店舗が追加されました

「朝日町地域商品券」の取扱店舗が、当初の65店舗に加え、以下の6店舗でも利用できるようになりました。

- ①上の田丸屋(本町)【総合衣料】 267-2049
- ③株式会社マルイチ (清水団地) 【配管設備】 **☎**67-2201
- ④一久 小國薬局 (大町) 【薬局】 ☎67-2208

- ⑤やきとりひでまる(本町)【飲食業】
 - **26**7-7755
- ⑥オレンジの屋根(松原)【くだもの販売】
 - **26** 7 7 2 5 4
- ※今後新たに登録された取扱店舗については、随時、 町ホームページで公表します。

▶問合せ先

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

町補助事業(新型コロナウイルス関連)の一部改正について

新型コロナウイルス感染症対策関連で実施している町補助事業について、国の雇用調整助成金に係る特例措置が延長されたことに伴い、以下のとおり対象期間等を拡大・延長します。

▶対象事業

- ①雇用調整助成金(町上乗せ)
 - ・雇用調整助成金等に係る町上乗せ助成
- ②雇用調整助成金申請手続き支援事業補助金
 - ・雇用調整助成金等の支給申請に係る社労士等へ の事務代行費用に対し補助
- ③休業事業主社会保険料等支援助成金

・雇用調整助成金等の支給決定を受けた事業所に対し、社会保険料等に対する事業主負担へ一部助成

▶変更内容

対象となる期間を「9月30日まで」から「12月31日まで」に拡大。それに伴い、町への申請期限を「12月28日まで」から「令和3年2月26日まで」に延長。

▶問合せ先

総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

第 56 回朝日町芸術文化祭 中止のお知らせ

11月2~3日に予定しておりました第56回朝日町芸術文化祭は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、また来場者および会員の健康と安全を考慮した結果、中止することになりました。

ご理解の程、よろしくお願いします。

▶問合せ先

教育文化課 生涯学習係 **☎**67-2118 結婚相談会(無料)を 開催しています

- ▶日時・場所 10月21日 (水) 午後6時30分~午後8時30分 at LOUNGE
- ▶対象者 町内在住または町内勤務の独身男女、独身の子どもを持つ両親など

▶問合せ先 政策推進課総合政策係 ☎67-2112

新規学卒・UIJターン就業者激励金を交付します

新たに町内企業等に就業した方へ激励金を交付します。

▶対象者

町内の企業等(農業、自営業含む)に正規就業した 新規学卒就業者(最終学校卒業後、概ね1年以内に 就業)とUIJターン就業者(転入後、1年以内に就業) ※ただし、次に掲げる方は該当しません。

- ①公務員
- ②町外への転勤がある職種に就業している方
- ③パートなど、正規以外の形態で就業している方
- ④就業後6か月未満で離職した方
- ⑤町税等の滞納がある方

⑥その他、町長が適当と認めない方

▶交付額 3万円

▶申請方法

激励金交付申請書、雇用年月日等証明書(雇用先からの証明)を下記へ提出してください。

※申請書等は担当窓口または町ホームページから取得してください。

▶提出期限

就業後6か月経過した日以後、速やかに提出してください。(最終は令和3年3月31日)

▶問合せ先 総合産業課 商工観光係 ☎67-2113

納税相談について

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減で、 町税や保険料の納付に不安がある方を対象に納税相 談を行っています。下記の制度を利用できる場合があ りますので、まずは電話でご相談ください。

▶①特例徴収猶予

以下に該当する方について、猶予を受けた町税(納期限ごと)の納付を1年間猶予する制度です。猶予期間中は督促や延滞金が免除されます。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が前年 同時期より2割程度減少した場合
- ※一度に申請できるのは概ね2か月以内に納期限が 到来する分のみとなります。
- ▶②国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険 料の特例減免

以下に該当する方について、令和2年度の保険税 (料)を減免する制度です。

ア. 新型コロナウイルス感染症で、その者の属する

世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合

- イ. 新型コロナウイルス感染症の影響で、その者の 属する世帯の主たる生計維持者の令和2年中の収 入が前年より3割以上減少することが見込まれる 場合
- ※減免額は前年の所得(世帯主および保険加入者 全員)により異なります。
- ※所得の種類や額により、該当しない場合があります。 ①②とも各納期の納期限までに収入減少したことが わかる資料等を添付して申請する必要があります。 また、審査の結果、不承認となる場合があります。 要件や必要書類、申請方法等の詳細は、相談の際に ご案内します。
- ▶受付時間 午前9時~午後4時30分(土日・祝日除く)
- ▶相談・問合せ先

税務町民課税務係 ☎67-2107

農産物直売所設置の方へ新型コロナウイルス感染症対策のお願い

農産物の直売を行っている方は新型コロナウイルス感 染症予防対策として、以下の対策を行いましょう。

▶店舗における感染予防対策

- ①発熱等の症状がみられる顧客には、入店の自粛を依頼 する。またマスクの着用や手指消毒などを依頼する。
- ②入店人数を制限すると共に、こまめな換気を行い、密閉・密集・密接の「3つの密」を作らないようにする。
- ③間仕切り等の設置などによるレジ前での飛沫感染防止の取組みを行う。
- ④扉の取っ手など、顧客等が手を触れることが多い箇所・ 機材は定期的に消毒を実施する。

▶従業員の感染予防・健康管理

- ①従業員の体温確認など、日々の健康状態を確認する。
- ②従業員によるマスク、フェイスシールド等の着用やこまめな手洗い・手指消毒を行う。
- ③従業員用の休憩所や事務所等のバックヤードにおいても、「3つの密」を避けるための対策を適切に行う。
- ▶問合せ先 農林振興課 農林振興係 ☎67-2114